

卒業認定に関する方針

(目 的)

1. 教育基本法、学校教育法及び児童福祉法並びに社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、医療・保育・福祉並びにこれらのビジネスに関する教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な医療・保育・福祉・関連産業従事者を育成することを目的とする。

(卒 業)

1. 卒業の認定は、各学科の修業年限以上在学して、下記に定める授業時数以上履修し、かつ下記に定めるところにより授業時数および単位数の修得をし、卒業審査に合格した者について、最終学年の終わりに校長が行う。

(1) 医療事務学科	1, 8 6 0時間 (6 2 単位)
(2) 介護福祉学科	2, 0 7 4時間 (6 8 単位)
(3) こども保育学科	1, 7 1 0時間 (7 2 単位)
(4) 保育専攻学科	9 3 0時間 (3 1 単位)
2. 前項において、卒業を認められる者のうち、商業実務専門課程医療事務学科、教育社会福祉専門課程介護福祉学科およびこども保育学科を修了した者について、医療事務学科については文部科学大臣が認める専門士（商業実務専門課程）、介護福祉学科およびこども保育学科については専門士（教育社会福祉専門課程）の称号を授与する。
3. 卒業が認定された者には、卒業証書を授与する。